

## 岡山商工会議所会報折込サービス「ビジネス情報便」 運用規約・同意書

1. 本サービスは岡山商工会議所（以下、「甲」という）の会員企業（以下、「乙」という）の販路拡大及び発展に資することを目的とする。よって、甲の会員（入会后3ヶ月を経過し年会費を納入している会員）以外は申し込むことができない。但し、行政または公的団体はこの限りではない。
2. 本サービスは、甲の発行する「岡山商工会議所会報」に乙の販売促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容及び利用に対して信用を供与するものではない。また、乙は下記事項を遵守しなければならない。
  - ① 関係法規に違反しない、またはその恐れもないこと
  - ② 公序良俗に反しないこと
  - ③ 政治宣伝、宗教、風俗営業、および消費者金融等に関係しないこと
  - ④ 個人の名誉、人権、またはプライバシーの侵害等にあたる表現を含まないこと
  - ⑤ 投機性のないこと、または投機性がないと判断されること
  - ⑥ 虚偽、または誤認される恐れのないこと
  - ⑦ 実際より過大な表現を用いないこと
  - ⑧ 他の会員（企業・団体）、消費者へ不当な不利益を与えることがないこと
  - ⑨ 当所の編集方針に反しないこと
  - ⑩ その他、当該サービスの運用上不相当と認められないこと
3. 同封物の内容については、甲が事前審査を行い前条に反する、あるいはその他の理由により不相当と認められる場合、本サービスを利用することはできない。また、実際に納入された同封物の内容が、事前審査時の内容と著しく異なっていた場合、同封できないことがある。
4. チラシ及び広告の内容に関する責任は全て乙に帰属する
5. 本サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応すること。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等については、甲は一切責任を負わない。
6. 封入料金は甲が別途定める料金体系に基づき、当該書類を同封した会報発行月の末日までに支払いを完了すること。ただし、乙が県外所在で過去3年間に利用実績のない場合は、会報発行月前月20日までに支払いを完了すること。
7. 「岡山商工会議所会報」に同封する書類等は、原則としてチラシ及びパンフレットとし、紙質および一点あたりの重量は全て同じものとする。サイズはA4以下とし、これを超えるものは規定のサイズに折った状態で納品することとする。また、一点の重量の上限は30gまでとする。
8. 「岡山商工会議所会報」に同封するチラシは必要部数を同封月前月1日～15日（15日が土日祝日等の場合は直後の平日）の期間に甲が指定する場所へ納品することとする。パンフレットの場合も同様のこととする。また、残部が生じてても返却はしないこととする。万が一、甲の定める期日迄に納品が間に合わない場合はいかなる理由においても封入はできない。
9. 本サービスは、申込先着順に受け付け、所定の重量制限を超える場合、利用月が乙の希望にそえない場合がある。また、折込の順番も順不同とし乙の希望にはそえない。
10. 申込締切を過ぎてからキャンセルした場合や、期日迄に納品が間に合わなかった場合については、乙はいかなる理由においても利用料金の全額を支払わなければならない。
11. 県外に所在する乙が本サービスを利用する場合は、その在籍地の商工会議所または商工会の会員資格を有さなくてはならない。
12. 本運用規程に同意した場合、下記に署名捺印し、同封希望月の前前月末日までに担当部署へ提出すること。

(甲) 岡山県岡山市北区厚生町3丁目1番15号  
岡山商工会議所

上記運用規程に同意し、本サービスの利用を申し込みます。

年 月 日

(乙)

- ・住 所
- ・事業所名
- ・担当部署
- ・担当者名

④

【本件に関するお問い合わせ先】岡山商工会議所 事業推進部企画広報グループ

TEL.086-232-2262 E-mail [kikaku@okayama-cci.or.jp](mailto:kikaku@okayama-cci.or.jp)

※ご記入いただきました情報は、本サービスに関する連絡・情報提供に限り使用させていただきます。

<2025.2改定>